

議第 123 号 福山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、日本共産党の討論を行います。

本条例は、国が示す、子ども・子育て支援法「従うべき基準」と「参酌基準」に基づいて特定教育・保育施設の確認をするため、の運営基準を定めるものであります。

この条例案は次に述べる根本的問題を抱えています。

保護者は、市が確認した特定教育・保育施設、または、地域型保育事業者と契約することにより、保育をうけることができます。

ところが、保護者が希望しても、特定教育・保育施設が同意しない場合は不成立となり、保育を必要とする子どもが、保育を受けることができるとは、限りません。

施設を利用できない場合や、希望する保育条件より質の低下した条件の施設への入所を選択せざるを得ないこともありえます。

その問題は、応諾義務にあります。

子ども・子育て支援法には、施設・事業者には、「正当な理由がなければ阻んではならない」と、保育の応諾義務が謳われています。

例えば、定員超過で申込みがあった場合は「公正な選考」をしなければなりません、正当な理由については、「子ども子育て会議」の対応方針で、「特別な支援が必要な子どもの状況と施設・事業者の受入れ能力と体制が難しい」場合や、「保育料の滞納」「保護者とのトラブル」などが挙げられています。

障害児については加配や施設設備の状況を正当な理由とされたり、保育料の滞納が予想されたり、滞納実績がある保護者の場合も、正当な理由となり、応諾義務が除外されます。

さらに、「保護者とのトラブル」では、施設・事業者がトラブルだと認識すれば契約を結ばなくてもよい、とされています。

つまり、子ども・子育て支援法が、施設・事業者に負わせている応諾義務は、実際に効力を発揮するかは、大きな疑問であります。

このように、契約方式による利用方式は、契約の結果について、自己責任となり、保育難民が生まれることが懸念されます。

また、運営に関しても大きな課題があります。

認定こども園や、家庭的保育事業等は、給付金については、施設型給付であるため、使途制限がないため、人件費を抑制して利潤を生み出し、それをほかの事業に使用することも可能となります。

そのため、幼児保育の質の向上につながる制度とは言えません。

OECD保育白書は、保護者への直接的な補助金給付は、子どもへの最適な保育の提供にはならないことと、職員の研修の改善や給与の改善に貢献せず、保育の質の向上にもつながらず、見た目だけのサービスなどが広がる、と指摘しています。

また、認定こども園・家庭的保育事業所等にとっては、保護者から、保育料を徴収するため、運営の財政基盤は施設型給付費・地域型給付費に保育料を足して、運営財源とする仕組みであるため、保育料の滞納は運営費に穴をあけることになります。そのため、園にとっては、安定的に運営が出来なくなることが懸念されます。

このような、根本的欠陥をもつ法整備に関わる条例制定であり、反対を表明して、討論と致します。